

平成 26 年度 第 2 回 大口町子ども・子育て会議 議事概要

日時：平成 26 年 8 月 5 日(火) 13:00～15:00

場所：大口町健康文化センター 1 階 多目的室

1. あいさつ

〈会長〉

○時間内に終了するように、よろしくお願いします。

〈健康福祉部長〉

○本日は、子ども子育て新制度に係る基準について素案を作成しましたので、これをお認めいただければパブリックコメントや 9 月の議会にかけさせていただくので、条例の制定に向けた委員会にしていきたい。

○第 1 回目にもお話した子ども・子育て支援事業計画と並行した中での子ども・子育て計画という二兎を追うような形になるが、そういった点も配慮していただき、御協力願いたい。

5. 議題

(1) 子ども・子育て新制度に係る基準について

〈事務局より資料の説明〉

資料：子ども・子育て支援新制度に係る基準について

資料：①地域型保育事業の設備及び運営に関する基準（認可基準）について

資料：②特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（確認基準）について

資料：③放課後児童健全育成事業（学童保育）の設備及び運営に関する基準について

資料：④保育の必要性の認定に関する基準について

〈会長〉

○これは、大口町にとっての条例であり、基準であり、大口町の大きな柱となっていくものである。

○まず、この基準に関する事柄についての議論を行う。その後、資料にあるような行程表の確認を行う。

〈委員〉

○地域型保育事業の設備及び運営に関する基準の④事業所内保育事業について、従業員以外の地域の子どもを受け入れるのが必須なのか。

〈事務局〉

○事業所内保育事業における地域枠の子ども受け入れについて、定めがあるので必須である。

〈委員〉

○子ども子育て支援新制度に係る基準についての資料 3 ページにあるイメージ図内で、教育保育申請認定とあるが、この認定について、就労証明などの書類は従来通り必要になってくるのか。

〈事務局〉

○就労証明等は必要となる。実際には、イメージ図のように最初、認定申請を行うが、同時に事務処理も行われることから、その際に就労証明等を出していただくこととなる。

〈委員〉

○来年度の入園であるから、今年の秋くらいからはこの制度になるということでよいか。

〈事務局〉

○そうである。

〈副会長〉

○3ページのサービス利用イメージ図であるが、よくわからない。どこがどのように変わっていくのか具体的に説明願いたい。

○いままでは、幼稚園への入園希望は直接幼稚園に提出していたが、このイメージ図では、大口町に申請するようになっているが、どうなのか。

〈事務局〉

○すすくすくジャパンの資料7ページに申請方法が具体的に書かれているが、幼稚園の場合まず、幼稚園に直接申請してもらい、幼稚園を通じて認定申請を別にさせていただくことになる。

〈副会長〉

○幼稚園がまとめて認定申請を行うということであれば、幼稚園は1つ余分に作業が増えるということか。

〈事務局〉

○そうであるが、幼稚園側は今回、新制度で行うかどうかの選択ができるようになっている。

○先週、県が意向調査を行ったが、今のところ従来通り行うとの回答を得ている。来年度については、従来通りの申請ということになる。

○県外の認定子ども園に通園される方がいるが、認定子ども園の場合は自動的に新制度に入るため、ここに書いてある通りの申請になる。

〈副会長〉

○他市に通園する場合も大口町で申請するということか。

〈事務局〉

○そうである。申請は居住地で行い、申し込みはそれぞれの施設ごとにやっていただくことになる。

〈副会長〉

○この制度になることで幼稚園の事務作業が複雑になると思うが。

〈事務局〉

○その通りである。

〈副会長〉

○この制度については、どのようなメリットがあるかわからない。

〈事務局〉

○まず、国としては、今までバラバラだった財政支援を1本化しようという狙いがある。

〈会長〉

○たしかにわかりにくいと思う。これをどのようにわかりやすくするかということになる。

〈委員〉

○幼稚園は従来通りということで、1号認定以外はどうなのか。

〈事務局〉

○2号に認定したから幼稚園にいけないといった縛りはない。

○申請書には保護者の意向も書いてもらうので、認定に際しては保護者の意向も考慮する。

〈委員〉

○子ども子育ての新制度に乗らないという幼稚園に通う子どもについては、認定を受ける必要はないということか。

〈事務局〉

○そうである。そうした方は申請する必要はない。ただし、町外の幼稚園型認定こども園通園している子どもがいるが、その場合は必要である。

〈委員〉

○先ほどの町外の認定こども園に通う子ども以外については、当面認定は必要ないということでしょうか。

〈事務局〉

○その通りである。

〈地域問題研究所〉

○補足として、先程の委員のご指摘は、資料3の②2号認定幼稚園にあたり、申請は必要ない。

〈事務局〉

○すすくすくジャパンの8ページにある区分認定について、1号認定は、教育標準時間認定で、保育の必要性がない方が認定される。2号と3号は保育が必要な方が認定される。また、2号は3歳以上、3号は3歳未満ということで分けられる。さらに、2号、3号は長時間、短時間に分けられる。

〈委員〉

○確認という行為について、町内の保育園は町から確認がいるが、幼稚園は子ども子育ての新制度に乗らないということであれば、当面、確認を受ける必要がないという理解でよろしいか。

〈事務局〉

○既存の施設に関しては、4月の法施行以降に幼稚園も見なし確認されるため、従来通りの幼稚園は、確認を受けない旨の申し出が必要になる。

〈委員〉

○幼稚園に通っているお子さんについては、従来の幼稚園就園奨励費が引き続き継続されるということか。

〈事務局〉

○私学助成費と幼稚園就園奨励費が引き続き支給される。

〈会長〉

○現在、保育園に通っている親御さんについてはどうなのか。

〈事務局〉

- 利用に当たってということで、ハンドブック 8 ページにあるが、10 月に説明会を行い、認定申請書等を渡して利用申し込みと同時申請の形となる。2 月に 2 号認定証書をお渡しする事になる。

〈副会長〉

- 給付型の幼稚園を希望された場合は保育料が現行一律だが、所得に応じて変わり、就園奨励費がなくなるということか。

〈事務局〉

- そうである。

〈委員〉

- （副会長の質問に対し）就園奨励費はなくなるが、施設型給付という形で処置される。
- 放課後児童健全育成事業について、現在は原則 3 年生までであるが、原則 6 年生までになるという理解でよいのか。

〈事務局〉

- そうであるが、定員の問題があるため、来年については 3 年生までを優先し、空きがあればということになる。
- 北のクラブについては、希望者が多いことから、今後は北を重点的に受け皿の拡大を考えている。

〈会長〉

- ①地域型保育事業の設備及び運営に関する基準についての中で、①家庭的保育事業、②小規模保育事業となっているが、これはこの並びでよかったか。
- ②小規模保育事業のところで 3 つの類型が想定されているが、国の基準は A～C としているが、神戸市は A はやるが B C はやらないといっている。大口町も独自性を出してはどうだろうか。

〈健康福祉部長〉

- 法律の関係から大枠で枠を 3 つ設けてある。
- 法律を単純に下ろしてきただけであるが、若干の色を付けるということについては検討の余地はある。

〈会長〉

- 条例であるから国の基準を右から左へというのではなく、これから 5 年間を考える上で何を柱にすべきかを考えるべきである。
- B C を残すにしても、B の教育者の割合を 4 分の 3 にする。2 分の 1 より高い割合にすることで保育士の資格を持った人を増やすことにもつながる。
- ③の居宅訪問型保育事業があるが、これをベビーシッターのように捉えてはいけない。内容的には保育に関するしっかりした見識を持った人が携わらなければいけない。このことから、資格を持たなくてもよいとするのか、研修を受けた人を当たらせるのかといったことを大口町の姿勢として、はっきり示す必要があると考える。

〈健康福祉部長〉

- 受け皿としての条例というやり方がある。子ども子育て支援事業の中でどう、大口町らしさをアピールしていくかということについては、計画期間の中での目標設定をどうす

るかということであり、アンケート調査などから大口町が抱えている課題を踏まえたサービスに対する声が出てくると考える。

〈会長〉

- 新聞に、地域型保育をターゲットとしたセミナーが盛んに開かれており、そのセミナーに高いセミナー料を払って参加する応募者がたくさんいるという記事があった。
- 今、大口町に要望はないかもしれないが、低い基準を設けているとそのハードルは越されていって守れなくなる。低い条例をつくるとそれは越されてしまう。条例は根幹に関わるものである。
- 虐待児童数が7万件を超えたということであるが、誰が子ども達に健やかな成長や時間を保障するかといえば我々大人であり、そのセーフティーネットは、それを保障する一定の基準であると思う。
- 低い基準でという中で、それをベースに大口町独自のものを加えていくことで、我々の想いが議会に伝わればと思う。

〈健康福祉部長〉

- これは、上位法である国の基準であり、相当の理由があって求めていることでもあり、その枠を超えてのサービスということでは、基準以上のものならよいかもしれないが、基準にあるものを排除することは上位法の関係から、できないと考える。

〈会長〉

- 居宅訪問型保育事業について、研修を修了した者といった文言を加えてはどうか。

〈健康福祉部長〉

- 大口町が認める知識を有する者の基準については、単純に条文で認めるということになるが、条文の幅ということで、これからの課題である。

〈委員〉

- 学童保育を広げていく件について、具体的にうかがいたい。

〈健康福祉部長〉

- 北地区は開発が進んでおり、就労の関係から学童保育の要望が増えていることから、空き部屋教室、医療センター、40人クラスなど現行の中での受け皿づくりを行っているが、制度ができたからといってすぐにという訳にもいけないので、5年の期間の中で、受け皿を整備していくということになる。

〈会長〉

- それぞれの基準について確認をしていきたい。
- ①の地域型保育事業の設備及び運営に関する基準について、お認めいただけるか。(異議なし)
- ②の特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、お認めいただけるか。(異議なし)
- ③の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、お認めいただけるか。(異議なし)
- ④の保育の必要性の認定に関する基準について、お認めいただけるか。(異議なし)
- お認めいただいたということで、議会のほうに上げさせていただく。
- 資料1のスケジュールのようにパブリックコメントを実施し、条例案を確定した上で、

9月の議会に上げることについてご意見はないか。(異議なし)

○意見がないのでこのスケジュールのように進めさせていただく。

(2) 新事業計画における事業目標量及び確保方策について

〈地域問題研究所より資料の説明〉

資料3：教育・保育サービスの平成27年度ニーズ量及び確保方策（暫定案）

〈会長〉

○これも県のほうに取り急ぎ出さなければならない。

○今年3月の調査で0歳児では、希望者が101という数字が出てしまったが、この数に対応すると大変なことになる。そこで、ニーズ調査で集めた結果に補正をかけたという説明であった。

〈委員〉

○3号認定で160人に対し29人不足とあったが、弾力的対応といわれても根拠性に欠けるのではないか。

○就労時間について国の基準は68時間に対し大口町は75時間でいくという考えだが、制度そのものは子育てをしやすくする社会を実現するためのものであるにも関わらず、75時間としている。段階的に時間を68時間に近づけるよう努力するというのであればよいが、お題目のように75時間でいくというのは理解できない。

○スケジュール的には非常に厳しいことは理解できるが、ユーザーの皆さんにこのような条例にしたということは、お知らせすべきだと思う。

〈健康福祉部長〉

○0歳児が増えるということは統計的にも必然であると認識しており、3号認定については受け皿を大きくしていくことで対応する考えであり、2歳児、3歳児についても定員を増やすことで対応する考えである。

○就労時間75時間については、現時点でハードルを低くしても受け皿がない状況であるが、75時間でずっといくという訳ではなく、5年間というスパンの中で整備をしていき、受け皿を大きくしていく考えである。

〈地域問題研究所〉

○補足説明であるが、先ほどの29人の不足について、計画自体は5年間でどうするかということであり、来年度は29人足りなくなる可能性があるということであるが、今までの経緯から考えて、いきなり29人増えるとは考えにくいので、定員内に納まると思う。計画は5年間であることから180～193の中で納まっている中で平成29年まで持ちこたえてくれば、ほぼ100%一定確保できると考える。

○今回のニーズ量及び確保方策の数字については、ニーズ量を100%確保するのは理想であるが、費用対効果の問題もあるので現実的ではないことから、一定のルールに従って算出したものだということを付け加えたい。

〈会長〉

○この数字を考慮し、これからの5年間でどうするのか、また、75時間を段階的に国の基準にどうもっていくのかをこの会で論議してもらいたい。

〈副会長〉

○本会議の感想を述べさせていただく。タイトなスケジュールのため、大枠の中で考えな

ければならず、1歳までは母親の手でということもあるが、人によってはストレスが溜まることから昼間は保育園に預け、夜、きっちりとスキンシップをはかることで精神衛生上良いということもある。このようなことも考え合わせて、これからの方策考えていきたいと感じた。また、地域型保育における保育士の数の問題についても、大口町としてのしっかりした基準を考えていく会議にしていきたいと思う。

〈事務局〉

○補足であるが、先に会長より①地域型保育事業の設備及び運営に関する基準内の①家庭児保育事業、②小規模保育事業並び順についての指摘があったが、国の基準もこの並びになっていた。

(3) その他

〈事務局より今後の日程について説明〉

資料1：今後のスケジュール

以上